

京都市訓令甲第 19 号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

令和3年1月27日

京都市長 門 川 大 作

別表文化市民局の款地域自治推進室の項中

「

戸籍、住 民基本台 帳並びに 個人の印 鑑登録及 び証明に 関する事 務の統轄 に関する 業務に従 事する職 員	交替に 午前8時15分か ら午後5時まで 午前8時45分か ら午後5時30分 まで	一般職員に 同じ	一般職員に 同じ
---	--	-------------	-------------

を削り、同項中「地

」

下鉄四条駅証明書発行コーナー」を「市役所証明書発行コーナー」に改める。

附 則

この訓令中別表文化市民局の款地域自治推進室の項の改正規定（「地下鉄四条駅証明書発行コーナー」を「市役所証明書発行コーナー」に改める部分に限る。）は令和3年3月1日から、その他の改正規定は公布の日から施行する。

(行財政局人事部給与課)